

令和8年度若者ケアラー支援に関する大学教職員等向け研修事業業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度若者ケアラー支援に関する大学教職員等向け研修事業業務

2 委託業務の目的

大学等に通う若者ケアラーがケアを理由に将来の夢や進路を諦めることなく、希望を持って生活することができる「誰一人取り残さない社会」を実現するためには、大学教職員等による若者ケアラーの早期発見・把握や支援機関への適切なつながりが重要となる。

本業務は、大学等での面談やキャリア相談などを通じて、若者ケアラーの存在に気付く機会が多い大学教職員等への研修の実施・運営を行うものである。

3 委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 受講対象者

県内にキャンパスを有する大学、短期大学、専修学校等に属する教員や、学生支援課・キャリアセンター・保健センター等の職員など、学生との面談や相談等に関わる業務を行う者

(2) 研修概要

- ・ 講義時間：70分程度
- ・ 実施方法：動画を活用したオンデマンド形式
- ・ 実施時期：契約締結日から令和9年3月31日まで
- ・ 募集人数：100名程度

(3) 業務詳細

- ・ 研修動画の企画
- ・ 研修動画の作成及び納品
- ・ 開催案内・周知（大学等へ訪問しての受講勧奨も含む。）
- ・ 必要に応じ、講師の手配及び謝金の支払い
- ・ 研修アンケートの作成・取りまとめ
- ・ その他円滑かつ効果的な実施のために必要な業務

(4) 留意事項

- ・ 研修動画の企画、大学等への研修動画の周知、講師の選定等の業務は、随時、県と協議して行うこと。
- ・ 研修動画の企画に当たっては、若者ケアラーの体験談や大学等での取組事例を盛り込むこと。また、支援機関へのつなぎについても具体例を交えながら説明すること。

(5) 成果物に関する権利の帰属

- ・ 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- ・ 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ・ 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- ・ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

5 その他

- ・ 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- ・ 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。